

ふくおか食の健康サポート店 登録要領

1 概要

県民の食を通じた健康づくりをサポートするため、健康の維持・増進に寄与する外食・中食等の基準（以下「ヘルシーメニュー」という。）を定め、そのメニューを提供する飲食店等を食の健康サポート店として登録する。

2 食の健康サポート店の定義

次に掲げるヘルシーメニューを1品以上提供していること。

ヘルシーメニューの名称	基準
野菜たっぷりメニュー	緑黄色野菜を含む2種類以上の野菜（いも類、きのこ類、海藻類も含む）を使用しており、野菜が100g以上あること。サラダバーなども可とする。（漬物は塩分の摂取過多につながるため、野菜の量には入れない。また、材料のほとんどが糖質の多い野菜（いも類やカボチャなど）の場合も不可とする。）
塩分ひかえめメニュー	定食(主食・主菜・副菜がそろったメニュー)の食塩相当量が2.5g以下であること。 ※容器包装の食品については、食品表示基準に沿った表示が必要。
カロリーひかえめメニュー	定食(主食・主菜・副菜がそろったメニュー)のエネルギーが450～650kcal程度であること。 ※容器包装の食品については、食品表示基準に沿った表示が必要。

3 登録店の取組事項

(1) ヘルシーメニューのマークの表示（別紙参照）

ただし、表示スペースがない場合は、ヘルシーメニューであることを示す文言等の表示のみでもよい。

(2) 購入を促す表示や声かけ

「塩分ひかえめです」「不足しがちな野菜がとれるメニューです」などの表示や声かけにより「ヘルシーメニュー」の購入を促す。

(3) 栄養成分の表示

ヘルシーメニューにはエネルギーと食塩相当量の表示を行うこと。（野菜たっぷりメニューには不要）

(4) 「塩分ひかえめメニュー」提供店舗については、上記の定義に加えて次の店舗を募集する。

①スマソルレシピコンテストへの応募。（9月募集開始予定）※一定数の応募が見込まれる場合、コンテストに「外食部門」を設定する予定。

②「スマートソルティングプロジェクト」にかかる広報等への協力。（自店における広報や啓発、外部からの取材対応など）

4 申請方法

別紙申請書にて次の事項を管轄する保健福祉(環境)事務所に届け出ること。

(1) ヘルシーメニューの種類と献立名

(2) ヘルシーメニューの表示を行う献立の基準重量（塩分ひかえめメニュー、カロリーひかえめメニューについてはその成分値）。計算を行った資料は、店舗にて保管すること。

(3) その他

おすすめポイントやどんな方に利用してもらいたいかななどをPR欄に記載する。

5 店舗登録

保健福祉（環境）事務所は審査を行い、登録後、申請者に登録証を発行する。

6 定期報告

登録店はヘルシーメニューの提供状況について下半期(10～3月)までに定期報告書を提出する。

7 登録証返納

以下の場合、登録店は返納届出書を提出し、登録証を返納する。

- (1) 登録店がヘルシーメニューの提供ができなくなった場合。
- (2) 保健福祉（環境）事務所において、取組が不十分であると判断された場合。